



大阪労働局発表
平成29年3月30日

担
当
大阪労働局雇用環境・均等部
(代表) 06 (6949) 6494

平成29年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」 キャンペーンを実施します。

新入学生がアルバイトを始める4月から夏休みの始めまで

大学等での出張相談を行います！



アルバイトの労働条件を確かめよう！
キャラクター「たしかめたん」

厚生労働省においては、これまでも学生アルバイトの労働条件の確保及び適切な労務管理に向けた取組を行ってきましたが、学生アルバイトの労働に関する問題が引き続き発生していることから、平成29年度においても大学生等を対象とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを、多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月末までをキャンペーン期間と定め、全国で展開します。

大阪労働局（局長 苧谷 秀信）においても、次の5つの重点事項を使用者及び学生アルバイトに呼びかけ、各種取組みを実施します。

【重点事項】

- ① 労働契約締結の際の学生アルバイトに対する労働条件の明示
- ② 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトの適切な設定
- ③ 学生アルバイトの労働時間の適正な把握
- ④ 学生アルバイトへの商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤ 学生アルバイトの労働契約の不履行等に対して、あらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

1 実施期間

平成29年4月1日から7月31日まで
(特に多くの新入学生がアルバイトを始める時期)

2 キャンペーンの概要

- (1) 大学等における出張相談の実施
- (2) 局及び監督署内の総合労働相談コーナーへの「若者相談コーナー」の設置（別紙参照）
- (3) 使用者や学生等への周知・啓発の実施
キャンペーンの趣旨等について、事業主団体や大学等へ周知・啓発の依頼を行う

3 その他

大学生等に是非利用してほしい厚生労働省 労働法普及啓発媒体について

- (1) 労働関係法令の基礎知識や相談窓口の情報を提供している労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」 (<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)
- (2) 夜間や休日に無料で電話相談できる「労働条件相談ほっとライン」

電話：0120-811-610 月～金：午後5時～午後10時

土・日：午前10時～午後5時

- (3) スマートフォン等で労働法を簡単に学ぶことができる若者向けのe-ラーニング教材「e-ラーニングでチェック! 今日から使える労働法～Let's study labor law～」([http:// laborlaw.mhlw.go.jp/](http://laborlaw.mhlw.go.jp/))